

# 島根県報

平成17年1月18日(火)

第1642号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目次

### 告示

町の区域の変更及び字の区域の廃止	(市町村課)	1
馬潟工業団地周辺水路ダイオキシソ類対策事業に係る費用負担計画	(環境政策課)	2
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定(2件)	(健康福祉総務課)	5
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( " )	6
生活保護法の規定による介護機関の指定(2件)	( " )	6
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( " )	7
災害弔慰金及び災害傷害見舞金に係る負担金交付要綱の一部改正	( " )	7
災害援護資金に係る貸付金貸付要綱の一部改正	( " )	7
介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定	(高齢者福祉課)	7
介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退	( " )	8
保育士試験の実施に関する事務の委任	(青少年家庭課)	8
保育士登録に係る手数料の徴収及び手数料の還付金の支出事務の委託	( " )	8
保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)	8
地籍調査の成果の認証	(用地対策課)	9
道路の区域の変更	(道路維持課)	9
道路の供用開始	( " )	11
海岸保全区域の指定	(河川課)	11
河川区域の変更	( " )	12

### 公告

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
特定調達公告		
島根県立松江工業高等学校電子計算組織一式の調達に係る一般競争入札の実施	(教育施設課)	13
公企訓令		
三成ダム操作規程の一部改正		15
選管告示		
島根県選挙管理委員会委員長の選任		18

## 告 示

### 島根県告示第46号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、松江市長から次のとおり町の区域を変更し、字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町の区域の変更及び字の区域の廃止の効力は、平成17年1月18日から生ずる。

平成17年1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 松江市乃白町に編入し、宇を廃止する区域

町	字	地 番
浜乃木	友田	1147の2、1147の3、1148の1、1148の2、1149の1から1149の3まで、1150の1から1150の4まで、1151の1、1151の2、1152の2、1152の3、1153の1、1153の2、1154の1、1154の2、1155の1から1155の4まで、1156の1、1156の2、1157の1から1157の3まで、1158の2、1158の3、1159の1、1159の2、1160の1、1160の2、1161の1から1161の11まで、1167の3、2802から2804まで
乃木福富	薬師	186の1から186の7まで、641の1、642の1、643、644の1、645の1
	薬師前	188の1、188の2、189の1、189の12
及びこれらの区域に隣接・介在する道路・水路である国有地の一部		

(ただし、上記地番は平成16年11月1日現在のものである。)

## 2 松江市乃白町の宇を廃止する区域

町	字	地 番
乃白	友田	53内第2、53内第3、53内第8から53内第10まで、53の4から53の7まで、53の12、53の19、1290から1294まで、1294の1
	後友田	171の1、171の2
	薬師	29の1、30の1、31、32、32内第1、32の2、33から37まで、41の1、41の7
	薬師前	28の2
及びこれらの区域に隣接・介在する道路・水路である国有地の一部		

(ただし、上記地番は平成16年11月1日現在のものである。)

## 島根県告示第47号

公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号。以下「負担法」という。）第6条第1項の規定に基づき公害防止事業に係る費用負担計画を定めたので、同条第5項の規定によりその要旨を公表する。

平成17年1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 趣旨

この計画は、負担法第6条第1項の規定により、松江市馬淵工業団地周辺水路の底質について実施する公害防止事業に要する費用に係る事業者負担に関し、必要な事項を定める。

## 2 公害防止事業の目的等

## (1) 公害防止事業の目的

馬淵工業団地周辺水路の底質から検出された環境基準を超えるダイオキシン類を対象に、その水への溶出及び巻き上げ等を低減し、人への暴露量を低減するため、公害防止事業を実施する。

## (2) 事業者負担についての基本的考え方

当該水路のダイオキシン類汚染については、工業団地内事業者の関与が認められるので、当該公害防止事業を実施するに当たっては、その費用の一部について、原因者の不法行為の存在を前提とする民法（明治29年法律第89号）ではなく、原因者に「関与した程度に応じ、適正かつ公平に」負担を求めている負担法に基づき、事業者から負担を求めることが妥当である。

## 3 公害防止事業の種類

当該公害防止事業は、負担法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する事業とする。

4 費用を負担させる事業者を定める基準

(1) 費用を負担させる事業者の範囲と判定基準

馬潟工業団地周辺水路にダイオキシン類を排出したものと推定される原因となる事業活動を現に行っている、又は過去に行っていた事業者とし、次のアからウまでの基準により判定する。

ア ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設を現に有する、又は過去に有していた事業者

イ PCB 製品等の混入のおそれのある資源回収を現に行っている、又は過去に行っていた事業者

ウ 焼却灰を野積み等により場外水路等へ現に流出させるおそれのある、又は過去に流出させるおそれのあった事業者

(2) 小規模発生源の事業者の扱い

(1)の基準に該当する事業者であっても、当該事業場敷地内の水路等の堆積物から検出されたダイオキシン類濃度が 20pg-TEQ/g 未満で、かつ、ダイオキシン類を排出したと推定される事業活動等の規模が極めて小さい事業者については、環境への負荷が小さい等の事情が認められるので、費用を負担させる事業者から除外する。

(3) 農業者の扱い

農業に使用された農薬の寄与は、それ自体では環境への負荷が小さく、個々の農業者ごとの寄与は極めてわずかと推定される等から、費用を負担させる事業者から除外する。

(4) 費用を負担させる事業者

(1)から(3)までに掲げる基準により、費用を負担させる事業者は、次の11事業者とする。

判定基準	事業所の主な事業活動
ア ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に定める特定施設を現に有する、又は過去に有していた事業者	2 事業所 ・廃棄物処理 ・廃棄物処理
イ PCB 製品等の混入のおそれのある資源回収を現に行っている、又は過去に行っていた事業者	3 事業所 ・資源回収 ・資源回収 ・資源回収
ウ 焼却灰を野積み等により場外水路等へ現に流出させるおそれのある、又は過去に流出させるおそれのあった事業者	6 事業所 ・金属製品製造 ・金属製品製造 ・自動車分解整備 ・木製品製造 ・クリーニング ・機械器具製造

5 公害防止事業費の額

135,000千円以内

6 負担総額及びその算定基礎

(1) 負担総額

79,650千円以内。ただし、公害防止事業の終了時において物価の変動等により公害防止事業費の額に増減を生じた場合は、当該終了時の公害防止事業費の額を基礎として、(2)に掲げる方法により算定した額を負担総額とする。

(2) 算定基礎

ア 負担総額の算定は、次の計算式による。

公害防止事業費の額 × 事業者寄与率 × 概定割合の率

イ アの数値は、次による。

(ア) 公害防止事業費の額 馬潟工業団地周辺水路ダイオキシン対策委員会です承された対策工法等に係る経費 135,000千円以内による。

(イ) 事業者寄与率 現状底質の調査結果から直接的に、かつ、堆積層ごとに寄与率の推定が可能で、当該地域の汚染状況に即した推定が行われ、現在の知見において適正な評価方法で信頼性が高いとされている異性体組成情報解析の手法による算定88.5%とする。

(ウ) 概定割合の率 負担法で例示する減額事由等のうち、「公害防止の機能以外の機能」及び「当該公害防止事業

に係る公害の原因となる物質が蓄積された期間等の事情」に関して減額事由が認められる等の事情を総合的に勘案し、当該負担総額を減額することとし、その概定割合の率については、負担法第7条第2号口の規定を適用し、3分の2とする。

## 7 対象事業者ごとの負担額の配分の基準

### (1) 配分の考え方

ダイオキシン類の排出が推定される事業活動等ごとに配分基準を設定し、事業者ごとの配分は、該当する配分基準に係る割合を合算したものにより配分する。なお、配分基準の設定に当たっては、行政資料や負担法に基づく報告等により、客観的な数値指標の把握が可能な事業活動等を基準として設定することとし、対象事業者ごとの負担の公平を図った。

### (2) 配分基準及びその割合

配分基準及びその割合は、次のとおりとする。

区分	数値指標とする事業活動等	配分割合
配分基準	焼却炉、ボイラー等による焼却行為等による廃棄物等の焼却量	74.9%
配分基準	P C B を含有する製品等の取り扱い状況（事業場排水に係るコプラナー P C B 濃度及び P C B 製品等の保管面積）	9.3%
配分基準	対象事業者内敷地堆積物から検出されているダイオキシン類濃度	15.8%

### (3) 対象事業者ごとの負担割合及び負担金の額

(1)及び(2)の基準から、対象事業者それぞれの負担割合及び負担金の額は、次のとおりとする。

判定基準	対象事業者	基準 配分74.9%	基準 配分9.3%		基準 配分15.8%	負担割合 (%)	負担金の額 (千円)		
			(1/2)	(1/2)					
ア	アースサポート株式会社	72,890 90.66 67.90	-	-	540 7.19 1.14	69.04	54,990		
	株式会社フマイクリーンサービス	2,142 2.66 2.00	-	-	3,400 45.25 7.15			9.15	
イ	有限会社大成商事	6 0.01 0.01	1,940 79.92 3.72	400 38.65 1.80	360 4.79 0.76	6.28	5,002		
	有限会社伊藤金次郎商店	35.4 0.04 0.03	400 16.48 0.77	235 22.71 1.06	2,100 27.95 4.42			6.27	4,994
	有限会社上幹総業	- 3.60 0.17	87.5 38.65 1.80	400 0.87 0.14	65 0.87 0.14				
ウ	株式会社コダマ	52.5 0.07 0.05	-	-	71 0.95 0.15	0.20	159		
	株式会社野原熱錬工作所	7.8 0.01 0.01	-	-	280 3.73 0.59			0.60	478
	有限会社富士見自工	2.8	-	-	120				

	0.00			1.60		199
	0.00			0.25	0.25	
さんもく工業株式会社	3,581	-	-	340		3,226
	4.45			4.53		
	3.34			0.72	4.05	
中元クリーニング株式会社	1,581	-	-	170		1,458
	1.97			2.26		
	1.47			0.36	1.83	
マツエディーゼル株式会社	48.4	-	-	29		88
	0.06			0.39		
	0.05			0.06	0.11	

注 1 各判定基準ごとの事業者の順は、事業活動の開始時期の古い順である。

注 2 上段の数値は各配分基準における基礎数値を、中段の数値は当該配分基準における割合を、下段の数値は負担割合における割合を表している。

注 3 負担金の額は、1,000円未満を四捨五入している。

#### 8 中小企業者に対する配慮

負担法第16条において、中小企業者の費用負担に関して適切な配慮をする旨の規定が設けられている趣旨に鑑み、本件負担金の納付に関しては、3年度（特別の事情が認められる場合には5年度）の分割納付を認める等の配慮を行う。

#### 9 公害防止事業の実施に必要な事項等

##### (1) 対策の速やかな実施

ダイオキシン類の人への暴露量を低減するため、関係機関と連携し、当該公害防止事業の速やかな実施を図るとともに、対策の実施後においても、必要な期間、環境モニタリングなど適切な管理を行う。

##### (2) 再汚染の防止

事業活動等によるダイオキシン類の再汚染を防止するため、関係機関と連携し、また事業者の協力を得て、必要な対策を講ずる。

#### 島根県告示第48号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウエーブすふ薬局	浜田市周布町イ61 - 1	平成17年 1月 5日

#### 島根県告示第49号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指 定 年月日
名 称	主たる事業所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 邑南町 社会福祉協議会	邑智郡邑南町高見485 - 1	邑南社協訪問看護事業所	邑智郡邑南町中野3848 - 2	平成16年 10月 1日
隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町城北町1番地	隠岐の島町訪問看護ステーション「かがやき」	隠岐郡隠岐の島町城北町1番地	平成16年 10月 1日

## 島根県告示第50号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年 1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		廃 止 年月日
名 称	主たる事業所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 石見町 社会福祉協議会	邑智郡石見町大字中野3848 - 2	いわみ訪問看護ステーション	邑智郡石見町大字中野3848 - 2	平成16年 9月30日
西郷町	隠岐郡西郷町大字城北町1番地	西郷町訪問看護ステーションかがやき	隠岐郡西郷町大字城北町1番地	平成16年 9月30日

## 島根県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 ほ のぼの会	平田市万田町692番地2	居宅介護支援事業	社会福祉法人ほのぼの会 まんだ居宅介護支援事業所	平田市万田町692番地2	平成16年 12月 1日
社会福祉法人 愛 宕会	隠岐郡隠岐の島町郡425番 5	居宅介護支援事業	あたご会居宅介護支援事業所	隠岐郡隠岐の島町郡425番 5	平成16年 12月22日
社会福祉法人 愛 宕会	隠岐郡隠岐の島町郡425番 5	訪問介護	あたご会訪問介護ステーション	隠岐郡隠岐の島町郡425番 5	平成16年 12月22日

## 島根県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

介護機関の名称	実施する施設	所在地	指定年月日
医療法人 慈誠会 山根病院	介護療養型医療施設	浜田市熱田町1517番地1	平成17年1月1日

## 島根県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

介護機関の名称	廃止する施設	所在地	廃止年月日
山根病院	介護療養型医療施設	浜田市熱田町1517番地1	平成17年1月1日

## 島根県告示第54号

災害弔慰金及び災害障害見舞金に係る負担金交付要綱（昭和49年島根県告示第433号）の一部を次のように改正する。

平成17年1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

第8条を削る。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

## 島根県告示第55号

災害援護資金に係る貸付金貸付要綱（昭和58年島根県告示第1,162号）の一部を次のように改正する。

平成17年1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

第8条第1項及び第2項中「8.25パーセント」を「3.6パーセント」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

## 島根県告示第56号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の規定に基づき、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定したので、同法第115条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 慈誠会	山根病院	浜田市熱田町1517番地 1	平成17年 1月 1日

島根県告示第57号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第113条の規定による同法第48条第 1 項第 3 号の指定の辞退があったので、同法第 115条第 2 号の規定に基づき告示する。

平成17年 1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定辞退年月日
都谷 進	指定介護療養型医療施設 外科・整形外科 都谷病院	松江市中原町52番地	平成16年12月31日

島根県告示第58号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の 9 第 1 項の規定に基づき、保育士試験の実施に関する事務を次の指定試験機関に行わせることとしたので、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第15条第 1 号の規定により告示する。

平成17年 1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定試験機関の名称  
社団法人全国保育士養成協議会
- 2 主たる事務所の所在地  
東京都千代田区富士見一丁目 2 番32号東京ルーテルセンタービル203号
- 3 試験事務を行わせることとした日  
平成16年 4月 1日

島根県告示第59号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項及び第165条の 3 第 1 項の規定により、保育士登録に係る手数料の徴収及び収納事務並びに手数料の還付金の支出事務を平成16年 4月 1日 から東京都渋谷区神宮前 5 丁目53番 1 号社会福祉法人日本保育協会に委託したので、同令第158条第 2 項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第56条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成17年 1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の 3 において準用する同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成17年 1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安来市広瀬町梶福富1980、2031、2035、2104 - 4、2104 - 5
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第61号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年 1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
日原町	平成14年度～16年度	59枚	1冊	青原	平成17年 1月 7日
江津市	平成15年度～16年度	38枚	1冊	平田 6 区	平成17年 1月 7日
邑南町	平成13年度～16年度	31枚	1冊	目貫 5 目貫 6	平成17年 1月 7日
六日市町	平成14年度～15年度	53枚	1冊	中山	平成17年 1月 7日
金城町	平成14年度～16年度	102枚	1冊	今福	平成17年 1月 7日
頓原町	平成14年度～16年度	34枚	1冊	花栗 1	平成17年 1月 7日
赤来町	平成13年度～16年度	55枚	1冊	谷 4	平成17年 1月 7日
日原町	平成14年度～16年度	36枚	1冊	小瀬	平成17年 1月 7日
頓原町	平成14年度～16年度	32枚	1冊	獅子 2	平成17年 1月 7日
赤来町	平成14年度～16年度	53枚	1冊	谷 5	平成17年 1月 7日

## 島根県告示第62号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	375号	邑智郡美郷町上野688番6地先から同1141番5地先まで	前	A	メートル 8.00～ 37.00	メートル 123.00	川本土木建築事務所 防災対策特定河川事業に伴う嵩上げ工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ仮設道設置
			後	A	8.00～ 37.00	123.00	
				B	8.00～ 23.00	125.00	
県 道	本庄福富松江線	松江市大井町826 - 2地先から同町537地先まで	前	A	12.00～ 41.00	177.00	松江土木建築事務所 道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 市道移管
				B	7.00～ 32.00	240.00	
			後	A	12.00～ 41.00	177.00	
"	桜江金城線	那賀郡金城町大字追原919番地先から同大字918 - 1番地先まで	前		4.00～ 14.00	300.00	道路改良工事
			後		4.00～ 26.00	290.00	拡幅
"	"	那賀郡金城町大字追原928 - 1番地先から同大字931 - 1番地先まで	前		4.00～ 14.00	241.00	道路改良工事
			後		6.00～ 21.00	241.00	拡幅
"	"	那賀郡金城町大字追原2154 - 4番地先から同大字938 - 6番地先まで	前		4.00～ 17.00	100.00	道路改良工事
			後		8.00～ 27.00	85.00	拡幅
"	"	那賀郡金城町大字追原1149 - 4番地先から同大字1117 - 1番地先まで	前		3.00～ 10.00	210.00	道路改良工事
			後		3.00～ 11.00	210.00	拡幅
"	"	那賀郡金城町大字追原2200 - 1番地先から同大字2202 - 1番地先まで	前	A	4.00～ 7.00	150.00	浜田土木建築事務所 道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
				A	4.00～ 7.00	150.00	
			後	B	4.00～ 15.00	120.00	
"	三隅美都線	那賀郡三隅町大字河内1580 - 1番地先から同大字666番地先まで	前		8.50～ 16.00	350.00	災害防除工事
			後		14.00～ 45.00	350.00	拡幅
			前		4.00～ 16.00	590.00	災害防除工事

"	浜田美都線	那賀郡弥栄村大字木都賀イ2362 - 2 番地先から同大字イ1984 - 3 番地先まで	後	6.00 ~ 27.00	590.00	拡幅

島根県告示第63号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町上野688番6地先から同1141番5地先まで	メートル 125.00	平成17年 1月18日	川本土木建築事務所	
県道	弥栄旭インター線	那賀郡弥栄村大字大坪116番地先から同大字787番3地先まで	860.00	"		
"	浜田美都線	那賀郡弥栄村大字木都賀イ2362番2地先から同大字イ1984番3地先まで	590.00	"	浜田土木建築事務所	
"	三隅美都線	那賀郡三隅町大字河内1580番1地先から同大字666番地先まで	350.00	"		

島根県告示第64号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図書は、島根県土木部河川課及び川本土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

海岸保全区域の指定（平成13年島根県告示第936号）は、廃止する。

平成17年 1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

海岸の名称					海岸保全区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	地先海岸名	延長	
島根	大田	五十猛	逢浜	496.0m	基点1から基点6まで順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線、基点6と補助点7を直線で結んだ線及び補助点1から補助点7までを順次直線で結んだ線により囲まれた区域。 点の表示 基点1 座標X - 89320.039 座標Y 25077.888 基点2 座標X - 89279.117

					座標 Y	25182.107
				基点 3	座標 X	- 89249.211
					座標 Y	25242.397
				基点 4	座標 X	- 89236.397
					座標 Y	25238.791
				基点 5	座標 X	- 89212.798
					座標 Y	25292.007
				基点 6	座標 X	- 89064.690
					座標 Y	25502.092
				補助点 1	座標 X	- 89239.980
					座標 Y	25044.003
				補助点 2	座標 X	- 89163.953
					座標 Y	24983.647
				補助点 3	座標 X	- 89080.190
					座標 Y	24950.726
				補助点 4	座標 X	- 89007.032
					座標 Y	25136.865
				補助点 5	座標 X	- 89173.186
					座標 Y	25202.168
				補助点 6	座標 X	- 89148.680
					座標 Y	25246.859
				補助点 7	座標 X	- 89000.688
					座標 Y	25457.357

島根県告示第65号

二級河川益田川水系馬の谷川（大峠ダムに限る。）に係る河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号に規定する河川区域を次のように指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成17年 1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域とする。

「次の図面」は省略し、土木部河川課及び益田土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年 1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

安来市柿谷町字六反田115番 2

面積 726.10平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市柿谷町115番地 4  
日本キレート株式会社  
代表取締役 福田幸藏

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成17年 1月18日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

### 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

島根県立松江工業高等学校電子計算組織一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成17年 3月30日（水）

(4) 納入場所

島根県松江市 島根県立松江工業高等学校

(5) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

### 2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していないものでないこと。

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(5) 島根県税を滞納していない者であること。

(6) システム、ソフトウェア等の使用方法などのサポートや障害発生時・部品取替えに速やかに対応できる者であること。

(7) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課（電話0852-22-6602）

(2) 入札説明書及の交付場所及び交付方法

平成17年1月18日から平成17年1月21日までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札書の受領期限等

日時 平成17年2月28日(月)午後1時30分

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

(ただし、郵便による入札にあつては、正午必着)

(4) 開札の日時及び場所

日時 平成17年2月28日(月)午後1時30分から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金は、島根県会計規則第61条の2第1項第3号の規定により免除する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、島根県会計規則第69条の2第1項第7号の規定により免除する。

(4) 入札書に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他詳細

入札説明書による。

Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required

Details: A complete set of computer systems

Desired Date of Delivery: 30 March 2005

Place of Delivery: Shimane Prefectural Matsue Industrial High School

4-1-10 Koshihara, Matsue-shi, Shimane-ken

(2) Please tender all information to:

C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502 Tel 0852-22-6602

(3) Deadline for Tender:

1:30 p.m 28 February 2005

(Applications by mail must arrive at the Office above by 12:00 p.m 28 February 2005)

---

島 根 県 公 営 企 業 訓 令

---

島根県公営企業訓令第 1 号

三成ダム操作規程 (昭和53年島根県公営企業訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

平成17年 1月18日

島根県知事 澄 田 信 義

第 3 条第 1 号ア中「36.00メートル」を「42.00メートル」に改め、同条第 2 号キ中「285.61メートル」を「286.11メートル」に、「0メートル」を「0.5メートル」に改め、同号ク中「177万2,851立方メートル」を「113万8,067立方メートル」に改める。

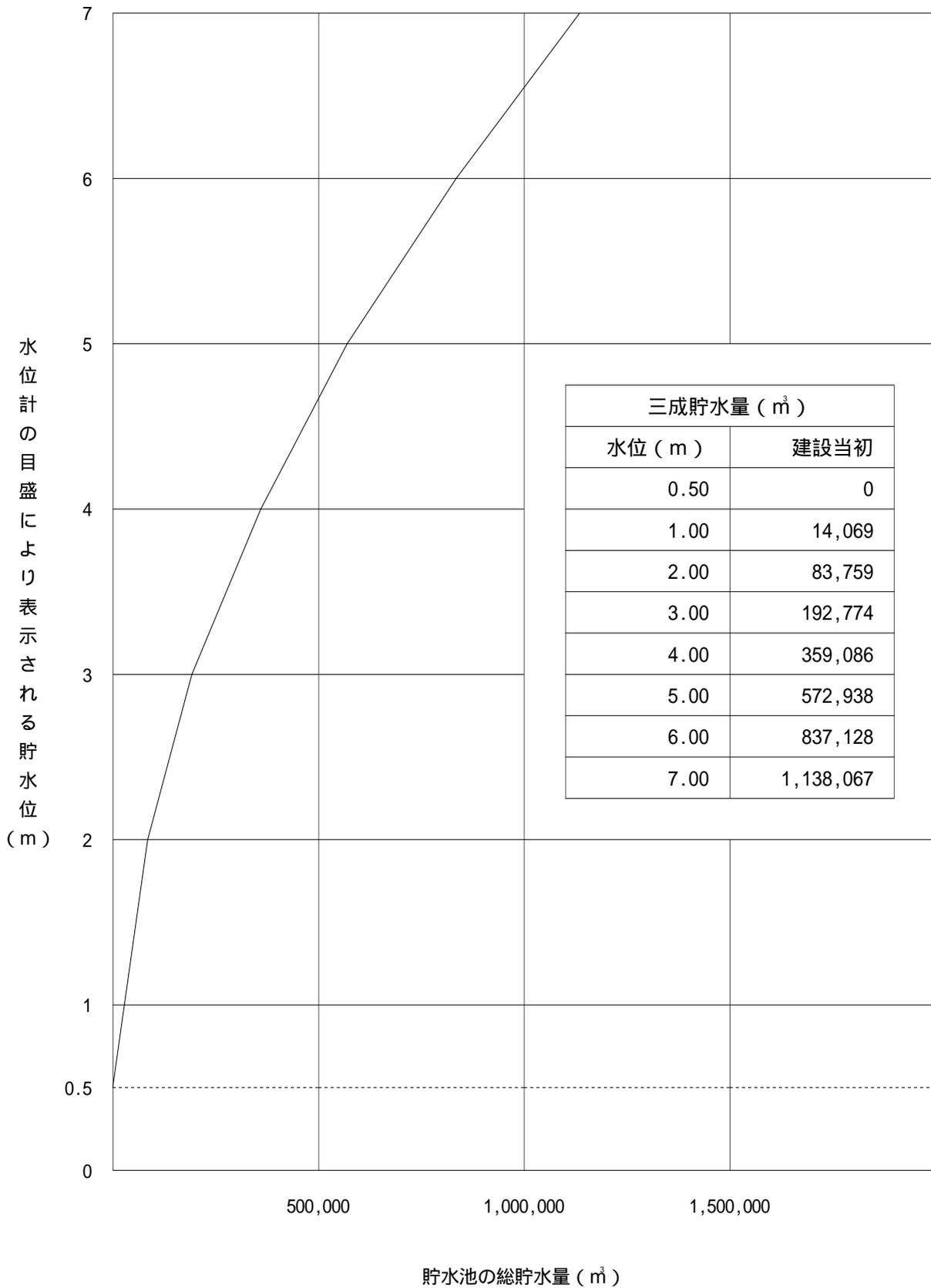
第14条第 1 項中「別表第 1(1)欄」を「別表第 1 の 1 の項」に改め、同条第 2 項及び第19条中「別表第 1(2)欄」を「別表第 1 の 2 の項」に改める。

第14条第 2 項、第19条及び第20条第 4 号中「中国地方建設局長」を「中国地方整備局長」に改める。

別図第 1 を次のように改める。

別図第1(第9条第2項関係)

貯水位一貯水量曲線図



別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

別表第 1 (第14条、第19条及び第20条第 4 号関係)

	通 知 の 相 手 方		通知の方法	
	名 称	担 当 機 関 の 名 称	加入電話	防災行政無線
1	島根県知事	木次土木建築事務所 仁多土木事業所業務グループ	○	○
	同上	木次土木建築事務所工務部管理グループ		
	仁多町長	仁多町役場総務課		
	雲南市長	雲南市役所総務部総務課		
	島根県三成警察署長	三成警察署総務地域係		
	島根県掛合警察署長	掛合警察署総務地域係		
	島根県木次警察署長	木次警察署総務地域係		
	雲南消防本部消防長	雲南消防本部消防署		
	島根県企業局長	企業局経営課		
2	中国地方整備局長	出雲河川事務所河川管理課	○	×

別表第 2 (第15条第 2 項関係)

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力	摘 要
第 1 号警報所 (ダム)	島根県仁多郡仁多町大字三成 (斐伊川右岸)	能力 3HP 余韻防止付 聞こえる範囲半径 1.6km	現場操作のみ可能
第 2 号警報所 (三成発電所)	島根県仁多郡仁多町大字三成 (斐伊川左岸)	能力 5HP 余韻防止付 聞こえる範囲半径 1.9km	現場及び遠方操作
第 3 号警報所 (三沢ダム)	島根県仁多郡仁多町大字三沢 (斐伊川左岸)		
第 4 号警報所 (平田)	島根県雲南市木次町平田 (斐伊川左岸)		

別表第 3 (第17条第 1 項関係)

観測すべき事項	観 測 事 項			観 測 回 数	摘 要
	名 称	位 置	構造又は能力		
貯水位及び流入量	三成貯水池水位観測所	島根県仁多郡仁多町大字三成1,393ノ1	有線遠隔	毎日 1 回 (洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時において60分ごとに1回)	流入量は第9条の規定により算定する。
水位及び流量	加食水位観測所	島根県仁多郡横田町大字横田1,356ノ13先			
降水量	鳥上雨量観測所	島根県仁多郡横田町大字竹崎2,128	有線遠隔		
	八川雨量観測所	島根県仁多郡横田町大字八川651ノ1			
	三成貯水池雨量観測所	島根県仁多郡仁多町大字三成1,393ノ1			
積雪	鳥上雨量観測所	島根県仁多郡横田町大字竹崎2,128	光波式積雪深計	11月～3月の間、1日、10日、20日の3回	

別表第4 (第17条第2項及び第3項関係)

観測又は測定すべき事項		観測又は測定回数
気象	ダム地点における天気、気温	毎日
水象	使用水量、貯水池の表面付近の水温	使用水量2時間おき 水温毎日1回
ダムの状況	漏水量	毎月2回
貯水池及び末端付近の 堆砂の状況	堆砂	毎年度1回

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

---

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

---

島根県選挙管理委員会告示第10号

平成17年1月7日開催した島根県選挙管理委員会において、次の者を島根県選挙管理委員会委員長に選任した。

平成17年1月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会委員長

松江市東朝日町125番地 津 田 和 美